

アジェンダ

ページ	内容
3	イントロダクション
	IFRS 17
4 - 9	復習一ビルディングブロックアプローチ
10 - 12	損失契約(不利な契約)
13 - 16	移行措置とPL表示
	再保険
17 - 19	復習一 IFRS 17における再保険会計
22 - 26	例
27 - 29	PL表示とディスクロージャー
30 - 33	キャピタルマネージメント及びその他検討事項

イントロダクション

• IFRS17とは何か

- IFRS 17は2017年5月にリリースされた新しい国際会計基準。
- 現行の IFRS 4 *保険契約*に取って代わる。
- 香港、韓国、台湾を含む116の国で導入される。

• なぜ導入されるのか

- IFRS 4が2004に一時的措置として導入されたが、多様な会計的取り扱いを許容した。
- 今回、収益認識に対して一貫性を持った新しい基準がとってかわる。
- 強化されたディスクロージャーがリスクと投資家によるリターンの源泉を分析を可能にする。

• いつ導入されるのか

- <u>2021年1月1日</u>以降の会計期間に適用される。
- いくつかの国によっては適用が遅れる



保険契約の会計に許されるオプション

オプション

商品

- ビルディングブロックアプローチ
 - 保険契約の負債評価の標準的手法
 - 契約時点での一時的利益認識なし

- >複数年に渡る保険契約
- ▶有配当保険
- ▶終身保険、定期保険
- ▶介護保険、医療保険

- ヴァリアブルフィーアプローチ
 - 原資産のリターンにリンクした商品

- プレミアムアロケーションアプローチ
 - 短期保険契約(一年未満)に対する簡易 的手法

- ▶ユニットリンク保険
- ▶変額年金
- ▶イギリスにおける有配当保険
- ▶再保険には適用されない

- ▶短期の損害保険
- ▶短期の定期保険





ビルディングブロックアプローチ

賃幣の時間価値 リスク調整額 リスク調整額 契約サービス マージン

- □ 保険契約の境界内 の将来のキャッ シュフロー
- □ 現在価値への割 引
- □ 将来のキャッシュフローの不確定性をリスク調整額により反映
 - □ 全保険契約 期間からの 期待利益

□ 最良推計負債額





ビルディングブロックアプローチ適用時の選択項目

• 割引率

- キャッシュフローの現在価値への割引は、将来期間の金利カーブによって行わなければならない。またその内容のディスクロージャーが必須。
- *トップダウン* 負債に対応したバックアセットのイールドからスタートし調整
- ボトムアップ- 各市場の無リスク金利からスタートし調整

• 契約境界 (線)

- 将来のキャッシュフローは、"保険契約の境界内"で評価される。境界は保障の満期、あるい は保険料の満了に設定される。
- 同時に境界は、保険会社が保険料を将来変更出来る、あるいは保障を更新するかどうかの 権利を有する時点までに限定される。



リスク調整

- リスク調整は、保険契約から生じる将来のキャッシュフローの不確定性を反映するもの。
- 計算に許される選択肢:
 - 信頼度区間測定 (i.e. バリューアットリスク VaR)
 - テールの損失期待値 (テールバー tail loss VaR)
 - 資本コストの現在価値
- ヨーロッパでは、ソルベンシー2において、リスクマージンとして将来の必要資本要件の 6%を積んでいる。



グループ化(集約) - 1

- IFRS 17 はポートフォリオを呼ばれる類似の保険契約のグループに対して適用されることを想定している。それらは次のように定義される:
 - 同質のリスクを持った保険契約グループでグループ管理されているもの
 - 契約日の違いが一年以内収まるもの
- 会社内の異なる商品ライン等による収益パフォーマンスの違いを表示する
- ある契約グループからの利益を、他の損失を出している契約グループに対して相殺することを防ぐ
- ▶適用には無視できない負担を生み、IFRS決算の長期化が予想される。

グループ化(集約)-2

グループ化 (集約)

- 2010に販売された契約グループは、保険料水準が低いためクレームをカバー出来ていない。そのためこのグループからは今期は損失が出ている。
- 2011年に販売された契約グループは保険料 水準が高いため、利益が出ている。
- トータルベース IFRS 4と同じくこのビジネスラインは利益が出ている。
- しかし、IFRS 17では<u>コホート契約グループ</u> 毎に個別に見ることが要求され、損失を出 している契約グループも視覚化される。

例

契約年	2010	2011	Total
保険料	50	200	250
クレーム	-70	-140	-210
収支	-20	60	40

損失契約(不利な契約)-1

- IFRS 17ではキャッシュフローの支出が収入を上回る契約に対する特別な扱いがある。
- これらの損失が出ている契約を損失契約(onerous contracts)と呼ぶ。
- 損失契約に対しては、将来の期待損失額が瞬時に損益計算書(P&L)に認識される。
- 対照的に、利益が出ている契約に対しては、その利益は保険契約の全期間に渡って平準的に 認識される。
- 損失契約の例としては、高い新契約費を将来の更新契約を含めた利益から回収するような場合、あるいは、長期保障で損害率が高いもの、例えば近年のがん治療保険等がある。
 - 高い利率保証を持った貯蓄性の高い商品はIFRS 9に該当する可能性がある。その場合、保 険契約は投資部分と分離され別々に評価される。



損失契約 (不利な契約)-2

履行キャッ シュフロー P&L損失認識

貨幣の時間価値

- 将来のクレーム支払いの期待値が保険料収入の期待値を上回る。将来の損失の期待値が瞬時にP&L上に費用として認識される。また将来の期待利益は0であるため、契約サービスマージンは計上されない。
- 貨幣の時間価値の年度による小さな変動はP&L上、資産運用費用として認識される。

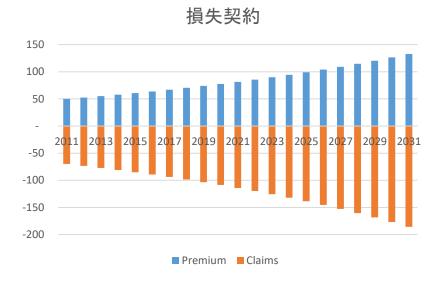
■ 損失契約に該当する可能性

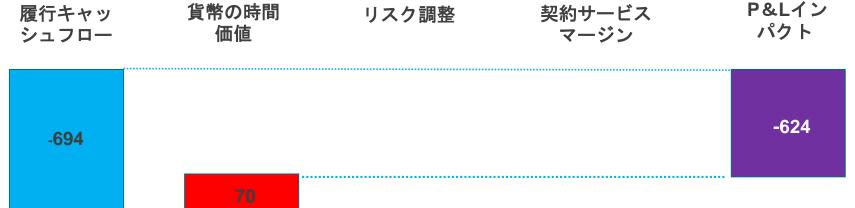
契約年	2010	2011	Total
保険料	50	200	250
クレーム _	-70	-140	-210
収支 <u></u>	l -20	60	40
	•		



損失契約 (不利な契約)-3

- □この契約ブロックに対しては、高い損害率 (ロスレシオ140%の為)将来のキャッ シュフローは、支出が収入を上回る。
- □将来の損失額は割り引かれた後、P&Lに費用として認識される。







移行措置

- IFRS 17 は遡及適用される。
- 期始及び前期間に対する残高の評価が必要とされる.
- 一方でIASBは実務的なバードルを 認識
- 代替的方法として以下の方法が含まれる
 - 簡易的方法 (修正遡及アプローチ)
 - 公正価値(フェアバリュー)
- 監査法人が許可するものも含まれる?

Applying the new Standard for the first time

18

On first-time application, the entity can measure the fulfilment cash flows directly, but the remaining balance of the contractual service margin requires historical data

The Board has specified different approaches for estimating the contractual service margin in a way that balances comparability with the costs of obtaining historical information

Retrospective application:

When historical data exists and hindsight is not required

Prescribed simplified approach:

When not all historical information is available but information about historical cash flows is available or can be constructed

♠ Liability calibrated to fair value:

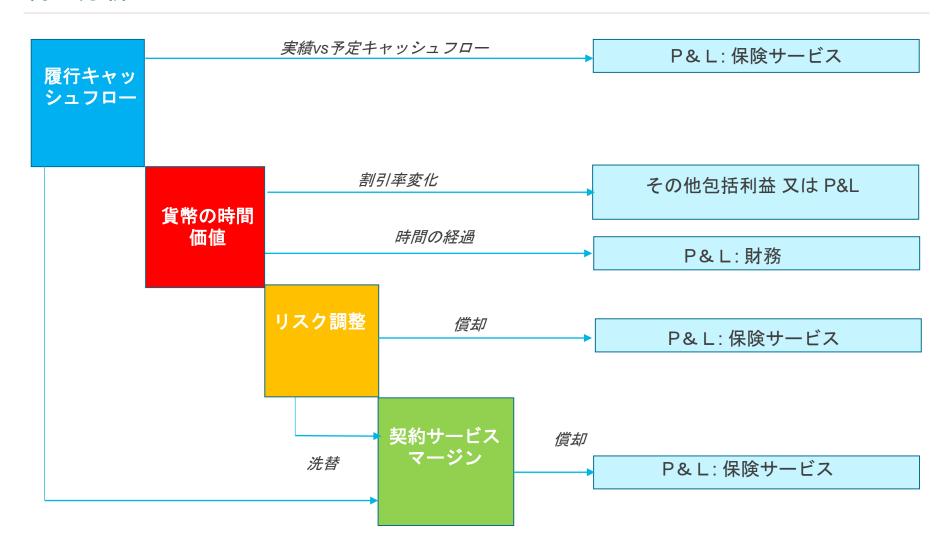
When no historical information about cash flows is available to determine the contractual service margin



FRS Foundation. 30 Cannon Street | London EC4M 6XH | UK. www.ifrs.org



利益分析





Life

表示 - 収益

- 主な変更点は、収入保険料が P&Lに表示されないこと。
- 代わりに、負債の変化額がグループ毎に表示される。
- 保険サービス項目に、すべてではないが、ほとんどの収入が含まれる。

課題

- 法定資本 / ソルベンシー
 - 留保利益が洗い替えられる
 - ソルベンシー資本に影響するか?

• 表示

- P&L及びバランスシートの新しい表示形式

• 移行措置

- 移行時に許される評価方法の内、どの方法を用いるか

• 税

- 税制上の取り扱いは新しい会計基準に連動するか?

再保険契約 – ビルディングブロックアプローチ

- 再保険契約は保険契約と同様に扱われる。
- 再保険経費は、再保険契約の期間に渡って認識される。
- 再保険手数料は、再保険料に対する控除項目として扱われる。
- 変動性の再保険手数料(クレームに連動するもの等)は再保険会社からのクレーム支払いの一部として扱われる。
- P&L、バランスシート共に、再保険契約は原保険契約とは分けられた形でディスクローズ される。





再保険契約 – ビルディングブロック適用時の選択項目

• 割引率

- 原保険契約に使用される割引率と同じものを使用:

• 契約境界

- 再保険協約によって異なり、原保険契約と異なった再保険契約の契約境界を持つ場合がある。

・リスク調整

- リスク移転の度合いを反映する:
- 資本コスト法によって計算される場合、必要資本はリスクに応じて割当られる。
- 再保険契約の価値は、再保険会社の信用度が別途考慮される。

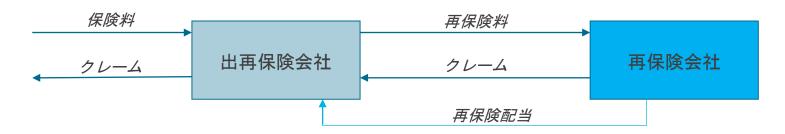
再保険契約 - 表示

- 保険契約に対する収支、バランスシート項目は再保険前で表示される。
- 再保険の収支、バランスシート項目は別途表示され、加算されて合計になる。
- 再保険収入及び再保険支出は、現保険契約の収入支出項目と相殺されることはない。
- すなわち、再保険の収支はP&L上独立した列に表示される。
- ▶会社は、ポートフォリオ毎の再保険コストのディスクロージャーを行うことも出来る。

再保険契約 – 例 1

- クォータシェアYRT(危険保険料式)再保険の場合:
 - 50% クォータシェア => 再保険会社はクレームの50%を支払う
 - 再保険料は各年度毎にあらかじめ決められた料率に基づく
 - 再保険配当は、再保険前利益に出再比率を掛けたものから、元受保険料に出再比率を掛けたものの10%を経費として控除した後の利益の50%

原保険契約 保険料 200.0 クレーム <u>- 90.0</u> 収支 110.0	☐ Overall result of110 - 2.5 = 107.5	YRT 再保険 再保険料 再保険配当 ネット再保険料 50% クレーム 収支	- - - -	70.0 22.5 47.5 45.0 2.5
-------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	------------------	-------------------------------------



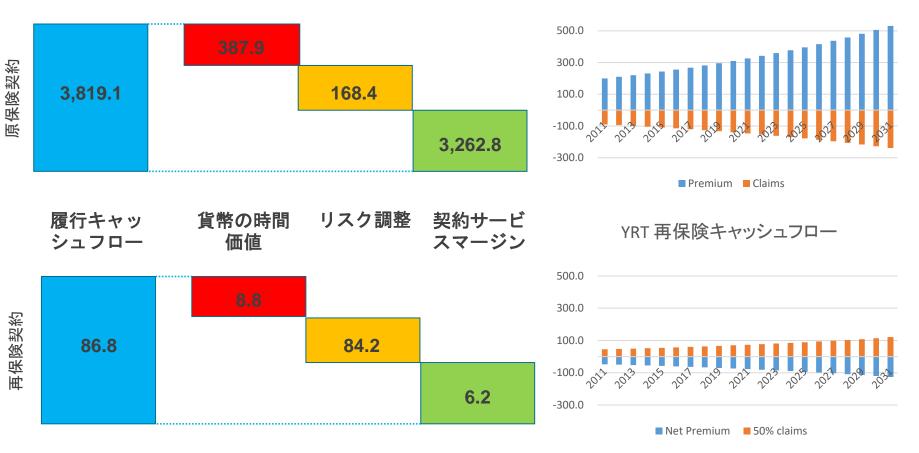




再保険契約 - 例1続き

• IFRS 17では、ビルディングブロックの場合、原保険契約のキャッシュフローと再保険契約のキャッシュフローは別々のものとして評価される。









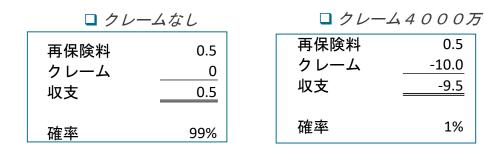
再保険契約 - 例 1 続き

- IFRS 17では、一年以上の契約で、金利及びその他のアサンプションに変動がない場合を除き、 収支はIFRS 4とは異なる形式で表示される。
- 主な違いは、アンダーライティング収支と、運用収入の分離である。
- このレベルの詳細はnotesに記載され、トータルレベルの収支は全体のP&Lに表示される。
- 再保険契約の契約境界は、期待継続期間に基づく。



再保険契約 - 例 2

- エスセスロス再保険タイプのキャット(災害)カバー:
 - 協約は1年更新
 - 再保険手数料はなし
 - 再保険は、災害一件当り300万超のクレームをカバー







再保険契約 - 例 2 続き

• エクセルロス再保険においては確率加重平均を見る。:

再保険料	0.5
クレーム	-0.1
ネットコス ト	0.4

- 一年更新のため、契約境界の問題はない。
- 保険料が小さいので、リスク調整及び、契約サービスマージンは非常に小さなる。

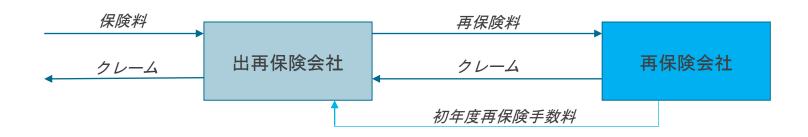


再保険契約 – 例3

- 出再保険会社は、新契約販売手数料の高い一年更新型の医療保険を販売している。更新率は 非常に高いので、出再保険会社は将来十分な利益が回収されると考えている。
- 新契約費負担を回避するために、出再保険会社は再保険会社との間で、初年度再保険手数料の払われる、複数年クォータシェア再保険契約を結ぶ。

(原保険) 予測	2021	2022	2023
保険料	100	100	100
クレーム	-70	-70	-70
事業費	-40	-10	-5
収支	-10	20	<u>25</u>

再保険	2021	2022	2023
再保険料	-85	-85	-85
クレーム	70	70	70
再保険手数料	25	0	0
収支	10	-15	-15

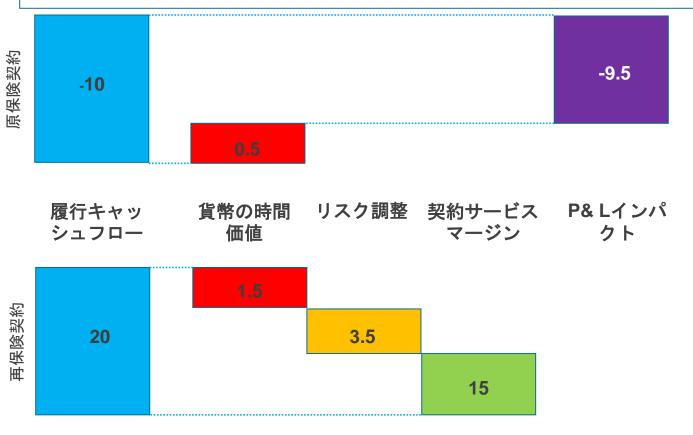






再保険契約 - 例3続き

- 原保険契約と再保険契約との間で、契約境界が異なる。(原保険契約は1年に対して、 再保険契約は3年
- さらに、原保険契約は2021年には<u>損失契約</u>になる。



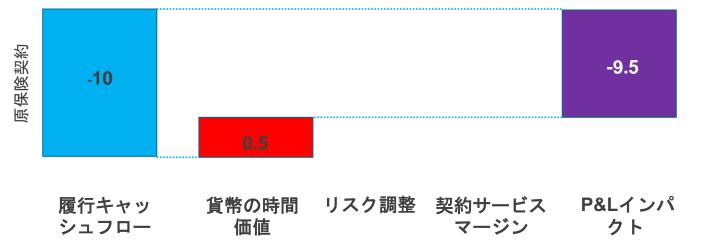
初年度再保険手数 料を含む再保険の コストは、3年間 の期間に渡って認 識される。IFRS 17 では、一括前倒し での認識は出来ない。





損失契約に対する再保険

• IFRS17移行時の損失契約に対する再保険の表示の取り扱いは、保険契約が契約時に損失が認識されていたかどうかによって異なる可能性がある。



- もし損失が契約時に認識されておらず、後に収益の悪化によって損失が認識されていた場合、移行時において、再保険利益は保険契約の損失と相殺出来る。
- もし、最初から損失が認識されていた場合、取り扱いは不明確。監査法人に取り扱い を確認する必要がある。

再保険契約と表示 - 損益

損益計算書					
	Notes	31.12.2021	31.12.2021	31.12.2021	
		保険契約	再保険	Total	
保険収入/ 再保険費用		14,210	-717	13,493	
クレーム支払い/再保険クレーム回収		-11,105	569	-10,536	
履行費用		-793		-793	
その他費用		-303		-303	
新契約費償却		-1,324		-1,324	
見込みの変更		-53	-3	-56	
期待クレーム及び期待費用への調整		114	4	118	
保険契約の初期認識に関わる損失		-7		-7	
保険契約の認識の変更		481	-20	461	
保険サービス収支		1,220	-167	1,053	
運用収益				4,759	
保険ファイナンス費用		-4,540	182	-4,358	
ファイナンスコスト				-50	
税引き前利益				1,404	
税金				-393	
税引き後利益			1,011		



再保険に対する追加的ディスクロージャー

- 受再再保険と出再再保険は別途開示:
- 再保険経費は、再保険契約の期間に渡って平準的に認識
- 再保険契約に関わる信用リスクの開示は次の用に行う。:
 - IFRS 17対象の再保険契約に関わる信用リスクについて,会社は次の用に開示を行う:
 - a) 保険契約と再保険契約に対して別々に、会計期間末における信用リスクによる最大損失額
 - b) 資産計上される再保険契約に対する、信用に関する情報



再保険とキャピタルマネジメント - 1



再保険とキャピタルマネジメント - 2

- 現在、保険会社は目的に応じて金融リスクを異なるやり方でヘッジする必要がある。目的は、
 - IFRSバランスシート
 - 法定バランスシート
- IFRS 17への移行を受けて、いくつかの監督当局は資本(ソルベンシー)要件として、よりリスクに対する感応度の高いソルベンシー2のような枠組みに移行することを目指している。
- これにより、保険負債のヘッジ戦略が、企業会計と法定会計の間でより近いものになる。
- それはまた、保険契約と再保険契約の間で資産・負債のマッチングを図れることから、共同 保険式再保険/クォータシェア/フルリスク移転を伴う再保険の利用を活性化させる。
- IFRS 9 もまた、公正価値(フェアバリュー)ベースへの移行を通じて、積極的な資産・負債間のヘッジを活性化させる。

再保険 - 検討事項

• 再保険契約の契約境界

- 再保険契約は、原保険契約と異なる契約境界を持つ可能性がある。

• 新会計基準へ移行時のインパクト

- 新基準の遡及適用は、大きな業務負荷であるとともに、留保利益額等のバランス項目にも無視できないインパクトをもたらす可能性がある。
- 移行時の、損失契約の取り扱いは?

• 再保険のビシネス上の役割

- クレーム発生率、解約率、金利等のアサンプションの変化に伴うバリュエ上のボラティリティのための再保険活用

ソルベンシー2/ローカル法定基準との差異

- 金利やリスク調整の計算において、 (IFRS17が)ソルベンシー2やその他法定基準と異なる可能性がある。





IFRS 17対応 – 潜在的なソリューション

• 共同保険式再保険

- 再保険キャッシュフローを原保険契約キャッシュフローと相殺させる。
- 新基準へ移行時のインパクトと契約境界の問題は残る。
- 再保険会社は元受保険会社と契約のグループ化のレベルが異なる

• 保険期間の延長

- 契約境界の延長は、新契約費をより長期間で償却することを可能にするが、商品リスクは 高まり、より資本を消費する。
- 金融デリバティブや銀行との取引による、金融リスクのヘッジ
 - 割引率その他の金融指数の変化による会計上のボラティリティを軽減する。

• ランオフ資産の売却

- ランオフ資産(契約)を持つバミューダ等地域の会社であればUS GAAPを継続出来る?





免責事項

このプレゼンテーションと含まれている情報のいずれも、法的拘束力を持つか、強制可能であることを意図していません。 プレゼンテーションは網羅的ではなく、法的権利または義務を生じさせないものです。

このプレゼンテーションで提供される情報は、法律、会計、税金またはその他の専門的助言を構成するものではありません。 SCOR Global Life SEは、このプレゼンテーション情報に信頼性、完全性、最新性があると確信していますが、正確性、完全性、または更新されたステータスについて明示的または黙示的に表明または保証するものではありません。したがって、SCOR Global Life SEおよびその関連会社は、本プレゼンテーションの情報に基づいてとられたいかなる決定または措置、あるいは損害について、いかなる責任も負いません。